

郡役所廃止ニ関スル書類



1878年(明治11年)に郡区町村編制法が制定され、行政区画としての郡名が復活し、郡役所と郡長が置かれました。この段階では、郡は、まだ府県知事の指揮監督下にあり、郡長は、町村を管理するための行政区画にすぎませんでした。

府県制、郡制は明治23年に発布されましたが、その実施にあたっては、全国一律に施行されたものではありませんでした。明治24年7月1日に施行された長野県が最初で、明治42年の沖縄県を最後に、郡制の施行が完了しました。

なお、佐賀県は、明治30年6月から施行されています。

しかし、明治後期になると、交通、経済の発達、町村財政の逼迫を背景に、郡制に対する批判が出始めていました。政府は、大正10年3月に郡制廃止に関する法律を成立させ、法律第63号をもって、大正12年4月1日より郡制廃止を実施する旨を公布しました。これによって、郡制は、33年間で、その歴史を閉じました。

御名 御璽

大正十年四月十一日

内閣總理大臣 原 敬
内務大臣 床次竹二郎

法律第六十三號(官報四月十二日)

第一條、郡制ハ之ヲ廢止ス

第二條、郡制廢止ノ爲郡又ハ郡組合ニ屬スル營造物及事業ノ處分並權利義務ノ歸屬ニ付必要ナル事項ハ關係府縣、郡、郡組合、町村、市町村組合及町村組合ノ府縣會、郡會、郡組合會、町村會、市町村組合會及町村組合會ノ意見ヲ徵シ主務大臣之ヲ定ム

本法ニ依リ郡又ハ郡組合消滅スル場合ニ於テハ郡又ハ郡組合ヲ當事者トスル訴訟ノ手續ハ訴訟ノ目的タル權利義務ノ歸屬者又ハ相手方カ之ヲ受繼ク迄中斷ス前二項ノ外郡制廢止ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第一條施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第二條ノ處分及歸屬ニ關スル手續終了シタル府縣ニ付テハ内務大臣ハ其ノ施行ノ期日前別ニ施行ノ期日ヲ定ムルコトヲ得

郡制廢止にともない、佐賀県には、内務省地方局長あての知事の起案文、郡役所廢止後ノ増員ニ関スル件回報、大正13年の内務省地方局長からの照会、郡役所廢止善後処分ニ一突スル件ニ付照会があります。

<p>大正 年 月 日 收受 大正 年 月 日 送達 大正 年 月 日 送附</p> <p>内務部 地方課長 課僚</p>		<p>知事</p> <p>内務省地方局長 宛</p> <p>郡役所廢止後ノ増員ニ関スル件回報</p> <p>本月二十四日電報御照會標記ノ件別紙ノ通ニ候</p> <p>(第二案)</p> <p>佐賀縣</p> <p>内務省地方局長 宛</p>
---	--	--

また、藤津郡役所の書類では、大正 11 年に県の内務部長が各郡長にあてた、郡費支出ニ関スル件通牒、郡有財産処分ニ関スル件等、大正 15 年 6 月に三養基郡役所から県および鳥栖警察署へ引継文書目録が残っています。

大正十一年八月十七日
内務部長
各郡長 殿

郡費支出ニ関スル件通牒
郡制廢止ノ時期切迫ニ伴ヒ地方ニ依リテハ
種々ナル名義ノ下ニ濫ニ郡費ノ支出ヲ企画
シ或ハ郡制廢止ヲ機トシ關係者ニ對シ記念品等
ノ贈與ヲ為サムトスルモノ有也哉ニ亥処此ノ如
キハ往々弊害ノ伴フモノナキニアラサルヲ以テ遺
漏ナキ称充分御留意相成度

供高覽
聖
實
傳
八月十七日
注